平成２８年（フ）第２２６８号
東京都世田谷区若林３丁目６番３号　ミューズ若林402
破産者　有限会社ハンドクラップ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８５号
東京都練馬区小竹町１丁目45番３号
破産者　株式会社ツービー
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８６号
東京都練馬区早宮１丁目52―13―308
破産者　井上　　守
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０８号
東京都中野区東中野４丁目20―19―103
破産者　金澤三夫こと　金　　三賛
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６３６号
東京都目黒区大橋２丁目16―15―103
破産者　三浦　浩之
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３８号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート10―103
破産者　増田　房雄
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９７号
東京都目黒区上目黒５丁目17―20―102
破産者　益田　勝明
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９０１号
千葉県松戸市金ケ作265―42
破産者　平岡　利昭
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９１９号
東京都世田谷区北烏山２丁目３－１―509
破産者　宮西　　妙
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９４８号
東京都江戸川区松江７丁目23―10―202
破産者　工藤　康子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９６８号
東京都新宿区百人町１丁目６―23　六和第２コーポ201
破産者　鈴木　伸忠
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９７１号
東京都町田市原町田１丁目29―８　アネックスＭ　107
破産者　今野　優義
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９７２号
東京都町田市南大谷1307―21―103
破産者　馬場　志保（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９８０号
東京都豊島区池袋本町４丁目49―６―405
破産者　佐川　良光
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９９８号
東京都江戸川区東葛西５丁目31―16　第２関敏ハイツ101
破産者　山口　正治
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１３８号
東京都荒川区町屋２丁目５－19―302
破産者　石毛　義雄
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１号
相模原市中央区相生３丁目６番９号
破産者　株式会社マイクロキャッツ
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０５２８号
千葉県船橋市金杉８丁目５―27―504
破産者　松本幹雄こと　李　　相亀
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０７号
山梨県甲府市大里町1049―１―401、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区末長３丁目１―11―702
破産者　渡邉　凱勝
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８８号
東京都文京区本郷３丁目16―６―803
破産者　兪　　施洋
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５５号
東京都千代田区一番町６番地３　ライオンズマンション一番町703号
破産者　株式会社アージュニャー
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５６号
東京都杉並区荻窪５丁目30―12―503、開始決定時の住所東京都千代田区一番町６－３－703
破産者　渡部　圭一
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部